

# 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（ジクロロメゾチアズ等 8 品目）の残留基準の設定又は改正）について（概要）

令和 5 年 10 月 31 日  
厚生労働省健康・生活衛生局  
食 品 基 準 審 査 課

## 1. 改正の趣旨

- 厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品の製造等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第2項の規定により、規格基準に合わなければ製造等を行ってはならないこととされている。規格基準については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において示されている。
- 今般、食品中に含有される農薬等（農薬及び動物用医薬品をいう。以下同じ。）について、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価が行われたことを受け、国際基準や国内外での使用状況等を考慮した所要の改正を行う。なお、今般の改正案は、農薬等により人の健康を損なうおそれのないよう規格基準を定めるものであり、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の審議（令和4年12月16日及び令和5年7月11日）において了承されている。

## 2. 改正の概要

- 以下の農薬等の残留基準（食品ごとに許容される残留量の限度をいう。以下同じ。）を別紙のように設定又は改正する（第1のAの6、7及び9関係）。

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (1)農薬ジクロロメゾチアズ      | (2)農薬及び動物用医薬品シフルトリン |
| (3)農薬シフルフェナミド       | (4)農薬ジメスルファゼット      |
| (5)農薬1, 4-ジメチルナフタレン | (6)農薬パラコート          |
| (7)農薬ピジフルメトフェン      | (8)農薬ブプロフェジン        |

## 3. 根拠条項

- 法第13条第1項

## 4. 適用期日等

- 告示日：令和6年2月上旬（予定）
- 適用期日：告示日（ただし、一部の新たに残留基準を設定した品目及び規制の強化に当たる品目については、告示の日から起算して1年を経過した日）